

令和6年12月2日からマイナンバーカードと 保険証が一本化されます！

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、従来の健康保険証は令和6年12月2日に廃止され、紛失等による再発行を含め保険証の交付はされません。

保険証廃止後について マイナンバーカード保険証利用等 Q & A

Q 今の保険証はいつまで使えますか？

A 廃止の時点でお手元にある発行済みの国民健康保険証または後期高齢者医療保険証は、令和7年7月31日までの期限となっております。

Q 令和7年7月31日までの有効期限が切れたあと、マイナンバーカードを持っていない、またはマイナンバーを保険証として登録していない場合は？

A 来年の健康保険証の有効期限が切れる7月末までに「資格確認書」を送付しますので、病院等にかかるときは「資格確認書」を提示してください。

Q 「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」のちがいは？

A 「資格確認書」は以下の条件に当てはまる方に申請をしなくても無償で交付されます。

- マイナンバーカードを取得していない方
- カードを取得しているが健康保険証の利用登録をしていない方
- マイナンバーカードの健康保険利用登録を解除した方
- マイナンバーカードの電子証明書の更新を失念した方
- マイナンバーカードを返納した方
- 資格確認書のサイズは、現在使用している保険証のサイズです。



※「資格確認書」の有効期限は1年間で毎年7月31日までとなります。

「資格情報のお知らせ」について

以下の条件に当てはまる方は申請をしなくても交付されます。

- マイナ保険証をお持ちの方で、国民健康保険や後期高齢者医療保険の資格を新規取得される方
- マイナ保険証をお持ちの方で、令和6年12月2日以降に国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入される方
- 国民健康保険に加入していて令和6年12月2日以降に70歳を迎える方
- 「資格情報のお知らせ」はご自身の資格状況がわかる内容となっており、A4サイズの紙でお知らせします。

※「資格確認書」の有効期限は1年間で毎年7月31日までとなります。

※注意！「資格情報のお知らせ」だけでは病院等に受診はできません。

Q 「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」の送付時期は？



A 「資格確認書」については

国民健康保険証や後期高齢者医療保険の保険証有効期限が令和7年7月31日までとなっている方は令和7年7月中旬以降に送付します。

A 「資格情報のお知らせ」については

マイナ保険証をお持ちの方で、他保険から国民健康保険に加入した時に窓口で届出をされたときや、70歳の誕生日を迎えた月に送付します。

Q マイナ保険証を使うようになっても窓口に変更等の届出は必要？

A マイナ保険証に移行しても、住所の変更、他保険に加入した時や会社を退職したときなど、今までと変わらず窓口が届出が必要です。届出をせずにいると病院等でマイナ保険証を使用できなくなる場合があります。



Q マイナ保険証が使えない病院で受診する時は？

A マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に提示することで受診できます。



◆お問合せ先 保健福祉課保険グループ 電話 35-2120